

相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年条例第42号。以下「条例」という。)の施行について、相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成12年規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 条例第6条第2項各号に掲げる事項の記載に当たっては、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 水源の種別 表流水、池、井戸水、湧水等の別を記載すること。
- (2) 取水地点 水源が所在する位置の地名地番等を記載すること。
- (3) 原水の水質試験結果 原則として申請前1年以内に水質が最も悪化している時期を考慮して行われたもので、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表の1の項から21の項まで及び33の項から52の項までの上欄に掲げる事項に関する検査並びにクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の指標菌検査の結果を記載すること。ただし、原水が井戸水の場合であって、周辺環境の影響を受けないことが明らかである場合は、省令の表43の項及び44の項の上欄に掲げる事項の検査を省略することができる。
- (4) 小規模水道施設の概要 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の概要について記載すること。
- (5) 浄水方法 原水の浄水方法として、急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過、消毒のみの方式等の別を明示し、消毒設備の型式、使用する薬品名等浄水処理の性能に係わる事項を記載すること。

2 規則第4条第2項各号に定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものごとに、当該各号に定めるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類 明細地図(1/10000以上)で、供給を受ける者の居住区域を明示したものであること。
- (2) 配水系統図 小規模水道施設の位置及び配列を示した図面で、各施設の取水

量、延長距離、口径及び容量が明示されたものであること。

(3) 取水施設及び浄水施設の構造図 構造が把握できる寸法入りの図面とし、取水施設の構造図は、取水量、ポンプ能力等が明示されており、取水施設が井戸の場合は、揚水ポンプ及びスクリーンの位置を含むものであり、浄水施設の構造図は、処理能力等が明示されているものであること(消毒設備については、製造者、型式、能力等の分かる書類でも可)。

(4) 前3号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認めるものは、次のものであること。

ア 井戸にあつては、必要量の原水を取水できることを示す書類(段階揚水試験、連続揚水試験、回復試験、若しくは過去の取水実績又は周辺環境等から取水量を確保できることを示す書類)

イ 設置型の受水槽等にあつては、製造者が作成した構造計算書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、確認に際し必要と認めるもの

(給水開始前の水質検査及び届出)

第3条 規則第5条第1項本文の規定に基づき検査を実施する機関は、国公立の衛生試験機関のほか、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第33条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者

(2) 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第20条第3項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2の規定に基づき、同条第1項第4号の事業を行うとして都道府県知事の登録を受けた者

2 規則第5条第1項ただし書の規定により検査を省略することができる施設は、消毒設備を要しない施設とし、当該施設については、省令の表に掲げる検査のうち、22の項から32の項までの項の上欄に掲げる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査を省略することができる。ただし、周辺環境の影響を受けおそれがある場合は、これらの検査の省略はできないものとする。

3 規則第5条第2項の小規模水道給水開始届は、布設工事が完了した後で、かつ、給水を開始する前に提出するものとする。

(小規模水道の変更の届出)

第4条 規則第6条の小規模水道変更届は、規則第4条第1項に規定する申請書に記載された事項のうち次の事項に変更があった場合に提出を要するものとする。

(1) 設置者の住所又は氏名

(2) 小規模水道施設の名称

(3) 小規模水道施設の設置場所(条例第2条第5号の布設工事に該当するものを除く。)

(水質検査)

第5条 規則第7条第1項の規定により行う水質検査について、消毒設備を要しない施設については、消毒の残留効果に関する検査を省略することができる。

2 規則第7条第1項の規定により市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項とする。

(小規模受水槽水道の検査機関の指定)

第6条 規則第14条第1項に規定する検査機関指定申請書には、申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書(申請日前概ね3月以内に発行されたもの)を添付するものとする。

2 市長は、規則第14条の規定による検査機関の指定の申請に際し必要と認める場合にあつては、前項に掲げるもの以外の書類の提出及び提示を求めることができる。

(小規模受水槽水道の検査機関の指定内容の変更等)

第7条 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更により規則第15条第1項の検査機関指定申請書記載事項変更届を提出する場合にあつては、変更前と変更後の内容が記載されている登記事項証明書(届出日前概ね3月以内に発行されたもの)を併せて提示するものとする。

2 市長は、届出事項の確認に際し必要と認める場合にあつては、前項に掲げるもの以外の書類の提出及び提示を求めることができる。

(様式)

第8条 規則第21条に規定する様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則第4条第1項の小規模水道布設工事確認申請書 第1号様式

- (2) 規則第4条第3項の小規模水道布設工事適合通知書 第2号様式
- (3) 規則第5条第2項の小規模水道給水開始届 第3号様式
- (4) 規則第6条の小規模水道変更(廃止)届 第4号様式
- (5) 規則第7条第3項の小規模水道水質検査結果届 第5号様式
- (6) 規則第10条の小規模受水槽水道給水開始届 第6号様式
- (7) 規則第11条の小規模受水槽水道変更(廃止)届 第7号様式
- (8) 規則第14条第1項の検査機関指定申請書 第8号様式
- (9) 規則第14条第3項の相模原市小規模受水槽水道検査機関指定通知書 第9号様式
- (10) 規則第15条第1項の検査機関指定申請書記載事項変更届 第10号様式
- (11) 規則第15条第1項の指定検査機関廃止届 第11号様式
- (12) 規則第20条の設置者の地位承継届 第12号様式
(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

相模原市保健所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり申請します。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給 水 予 定 人 口	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

第2号様式

相模原市指令(生衛)第 号

小規模水道布設工事適合通知書

(申請者住所)
(申請者氏名) 様

年 月 日付けで申請のありました小規模水道の布設工事の設計は、相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第4条に規定する施設基準に適合するものであることを確認しましたので通知します。

年 月 日

相模原市保健所長 印

- 1 小規模水道施設の名称
- 2 小規模水道施設の設置場所

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相模原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式

小規模水道給水開始届

年 月 日

相模原市保健所長 あて

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給水開始予定年月日	年 月 日

添付書類

小規模水道水質検査結果書

第4号様式

小規模水道変更（廃止）届

年 月 日

相模原市保健所長 へ

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

小規模水道施設の名称		
小規模水道施設の設置場所		
確認年月日及び指令番号		年 月 日 第 号
変更（廃止）年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）の理由		

第5号様式

小規模水道水質検査結果届

年 月 日

相模原市保健所長 へ

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
水質検査の区分	定期・臨時
水質検査実施日	年 月 日
水質検査の結果	

第6号様式

小規模受水槽水道給水開始届

年 月 日

相模原市保健所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

設 置 場 所							
給水開始年月日		年 月 日					
建物の概要	建物の名称						
	主たる用途	共同住宅・事務所・店舗()・学校・病院・工場・旅館・その他()					
	延べ床面積	m ²	階 数	地上	階	地下	階
設備の概要	受 水 槽	有効容量	合計 m ³ (縦×横×有効水深 m× m× m)			材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他()
		設置場所	屋内・屋外(階)	地上設置・地下埋設・その他()			
	高置水槽	有効容量	合計 m ³ (縦×横×有効水深 m× m× m)			材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他()
		設置場所	屋内・屋外	地上設置・地下埋設・その他()			
	給水方式	高置水槽方式・ポンプ直送方式・その他()				水道直結栓	有・無
	そ の 他	管理形態(委託管理・自主管理)				消毒設備の有無(有・無)	

第7号様式

小規模受水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

相模原市保健所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

建 物 の 名 称		
建 物 の 設 置 場 所		
給 水 開 始 の 届 出 年 月 日		年 月 日
変 更 (廃 止) 年 月 日		年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 (廃 止) の 理 由		

第8号様式

検査機関指定申請書

年 月 日

相模原市長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

事務担当者

相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条第2項の規定に基づく検査を行う者として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う事業所の名称	
小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う事業所の所在地	
小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う区域	
水道法第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理の検査の登録番号	第 号 登録年月日 年 月 日
小規模受水槽水道の管理に関する検査の手数料	

第9号様式

相模原市小規模受水槽水道検査機関指定通知書

相模原市指令()第 号

住所
氏名

年 月 日付けで申請がありました次の事業所については、相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年相模原市条例第42号)第14条第2項の規定による検査を行う者に指定します。

- 1 小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う事業所の名称
- 2 小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う事業所の所在地
- 3 小規模受水槽水道の管理に関する検査を行う区域

年 月 日

相模原市長

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相模原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式

検査機関指定申請書記載事項変更届

年 月 日

相模原市長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

事務担当者

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

小規模受水槽水道の 管理に関する検査を 行う事業所の名称	
小規模受水槽水道の 管理に関する検査を 行う事業所の所在地	
指定年月日及び 指定指令番号	年 月 日 相模原市指令()第 号
変更事項	
変更内容 (新)	
変更内容 (旧)	
変更年月日	年 月 日

第 1 1 号様式

指定検査機関廃止届

年 月 日

相模原市長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

事務担当者

次のとおり相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 14 条第 2 項の規定に基づく検査の業務を廃止したので、届け出ます。

小規模受水槽水道の 管理に関する検査を行う 事業所の名称	
小規模受水槽水道の 管理に関する検査を行う 事業所の所在地	
指定年月日及び 指定指令番号	年 月 日 相模原市指令()第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第12号様式

設置者の地位承継届

年 月 日

相模原市保健所長 へ

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 設 置 場 所	
地 位 承 継 の 年 月 日	年 月 日
地 位 承 継 の 理 由	相続 ・ 合併 ・ 譲渡 ・ その他 ()
旧 設 置 者 の 住 所	
旧 設 置 者 の 氏 名	